

新焼却施設設計・施工監理業務委託
公募型プロポーザル

実施要領

令和8年7月

松戸市 環境部 清掃施設整備課

目次

1. 本実施要領の位置付け	1
2. 業務概要	1
(1) 業務の目的	1
(2) 業務名称	1
(3) 業務場所	1
(4) 対象施設	1
(5) 履行期間	1
3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由	2
4. プロポーザル方式の方法及び理由	2
5. 選定スケジュール	2
6. 参加資格要件	3
7. 参加申込方法	5
(1) 事務局及び提出先	5
(2) 実施要領等に関する質問書の受付及び回答	5
(3) 参加申込書及び参加資格確認書類の受付	5
(4) 辞退	6
8. 企画提案書類提出方法	7
(1) 対象	7
(2) 企画提案書類の提出	7
(3) 企画提案書類に関する事業者への質問及び回答	8
9. 提案限度額	9
10. 審査方法	9
(1) 審査機関	9
(2) 審査方法	9
(3) 優先交渉権者等の選定	10
(4) 審査結果の通知	10
11. 募集に関する留意事項	11
(1) 実施要領等の承諾	11
(2) 費用負担	11
(3) 提出書類の取扱い	11
(4) 資料の取扱い	11
(5) 参加申込者が1者だった場合	11
(6) 募集の中止	11
(7) 募集の無効	12
12. 契約手続き	13
(1) 契約の締結	13
(2) 優先交渉権者が契約を締結しない場合	13
(3) 契約に関する留意事項	13

1.本実施要領の位置付け

この公募型プロポーザル実施要領は、松戸市（以下、「市」という。）が実施する新焼却施設設計・施工監理業務委託（以下「本業務」という。）を受託する事業者について、公募型プロポーザル方式による募集及び選考を行うにあたっての手続き等を定めたものであり、本実施要領と一体のものである以下の書類（以下、「実施要領等」という。）及びこれらに関する質問回答により、事業者は本業務を実施するものとする。

なお、実施要領等及びこれらに関する質問回答で差異がある場合は、前者の規定を優先するものとする。

ア.新焼却施設設計・施工監理業務委託 仕様書

イ.新焼却施設設計・施工監理業務委託 公募型プロポーザル 提案評価基準書

ウ.新焼却施設設計・施工監理業務委託 公募型プロポーザル 様式集

参加申込者は、実施要領等を十分に理解した上で、必要な書類を作成し、参加申込すること。

2.業務概要

（１）業務の目的

本業務は、市が発注する松戸市新焼却施設整備事業（以下、「本事業」という。）の設計建設に係る設計及び施工の適正な履行を確保するため、専門的知見を有する受注者に設計・施工監理業務を委託し、本事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

（２）業務名称

新焼却施設設計・施工監理業務委託

（３）業務場所

松戸市高柳新田３７番地他

（４）対象施設

松戸市新焼却施設

（５）履行期間

契約締結日の翌日から令和１５年１２月３１日まで

3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

本業務は、本事業の建設工事において市の提示した施設の仕様書となる要求水準書及び整備事業者から提出された技術提案書等による設計図書を、市以外の第三者である専門的な知見を持つ事業者が確認し、併せて設計図書のとおり施工されているかを確認することで、欠陥の発生を未然に防ぐとともに品質の確保を図る。

このことから、本業務の受託者については、優れた技術力及び豊富な経験を有する必要があるため、単純な価格競争ではなく、企画提案書類及びプレゼンテーションに基づく総合評価にて最優秀提案者を特定する公募型プロポーザル方式を採用する。

4. プロポーザル方式の方法及び理由

本業務の実績を有する事業者が複数おり、様々な提案を受ける必要があることから、公募型プロポーザル方式とする。

5. 選定スケジュール

本業務の選定スケジュールは、次を予定している。ただし、書類の提出状況や審査の進捗状況等により変更する場合がある。

実施内容	日程等
実施要領等の公表	令和8年 7月27日（月）
実施要領等に関する質問書の受付締切	令和8年 8月 7日（金）15時まで
実施要領等に関する質問書に対する回答	令和8年 8月26日（水）まで
参加申込書及び参加資格確認書類受付締切	令和8年 9月 3日（木）
参加資格確認結果通知	令和8年 9月11日（金）
企画提案書類の提出締切	令和8年10月 2日（金）
企画提案書類に関する市から事業者への質問送付期限	令和8年10月16日（金）まで
企画提案書類に関する質問への回答締切	令和8年10月30日（金）15時まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年11月13日（金）
審査結果通知及び公表	令和8年11月25日（水）以降
契約締結	令和8年12月下旬

6.参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

また、参加申込書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

(1) 令和8・9年度松戸市入札参加業者資格者名簿に登載され、「測量・コンサルタント」部門「建築：建築工監」及び「土木：廃棄物」に登録があること。

(2) 本業務の公表の日から優先交渉権者選定日までの間において、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準（昭和62年松戸市訓令甲第1号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 千葉県内に本店又は入札契約の権限が委任された支店・営業所等を有すること。

(4) 次に掲げる2つの協会の会員であること。

ア.令和8年度（一社）持続可能社会推進コンサルタント協会の会員であること。

イ.令和8年度（一社）建設コンサルタンツ協会の会員であること。

(5) 平成25年4月以降にしゅん工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成）の設計建設の施工監理の完了実績を有すること。

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しない者であること。

ア.手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本業務の見積合せ日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者。

イ.会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者。

ウ.民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者。

エ.本業務の募集の日から優先交渉権者選定日までの間において、市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者。

オ.警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者

カ.事業協同組合等が参加申込をする場合は、その組合等の構成員になっている者は、単独で参加申込をすることはできない。

キ.参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者。

(7) 管理技術者等の配置と資格等の要件

業務の実施にあたっては、下記の管理技術者等を適切に配置した体制とし、必要に応じ、各担当技術者を補佐する担当者を配置すること。なお、担当技術者のうちウとエ、カとキの兼任を認められるものとする。

ア.管理技術者(総括責任者)

- (ア)技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)で定める技術士(総合技術監理部門又は衛生工学部門の廃棄物・資源循環分野)の資格を有すること。
- (イ)平成25年4月以降にしゅん工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成)の設計建設の施工監理の完了実績を有する者であること。
- (ウ)公告日時点において参加申込者と直接かつ恒常的に 3 か月以上雇用関係にあること。

イ.土壌汚染担当技術者

- (ア)土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に基づく技術管理者の資格を有するもの。

ウ.解体工事担当技術者

- (ア)建築士法(昭和 25 年法律第202号)で定める一級建築士又は二級建築士のいずれかの資格を有すること。
- (イ)一般廃棄物焼却施設の解体の施工監理の実績を有すること。

エ.建築担当技術者

- (ア)建築士法で定める一級建築士の資格を有すること。
- (イ)一般廃棄物処理施設の設計建設の施工監理の実績を有すること。

オ.土木担当技術者

- (ア)技術士法で定める技術士(建設部門の土質及び基礎)又は建築士法で定める一級建築士又は一級土木施工管理技士のいずれかの資格を有すること。
- (イ)一般廃棄物処理施設の設計建設の施工監理の実績を有すること。

カ.建築機械設備担当技術者

- (ア)建築士法で定める建築設備士又は一級建築士又は建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に定める一級管工事施工管理技士のいずれかの資格を有すること。
- (イ)一般廃棄物処理施設の設計建設の施工監理の実績を有すること。

キ.建築電気設備担当技術者

- (ア)建築士法で定める建築設備士又は一級建築士又は建設業法に定める一級電気工事施工管理技士のいずれかの資格を有すること。
- (イ)一般廃棄物処理施設の設計建設の施工監理の実績を有すること。

ク.プラント担当技術者

- (ア)技術士法で定める技術士(衛生工学部門の廃棄物関係分野又は機械部門)の資格を有すること。

(イ)ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設の設計建設の施工監理の完了実績を有する者であること。

ケ.電気・計装設備担当技術者

(ア)電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める第二種以上の電気主任技術者又は建設業法に定める一級電気工事施工管理技士のいずれかの資格を有すること。

(イ)ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設の設計建設の施工監理の完了実績を有する者であること。

7.参加申込方法

(1) 事務局及び提出先

担 当 課：松戸市 環境部 清掃施設整備課

所 在 地：〒271-8588 松戸市根本387番地の5

電 話：047-366-7335

F A X：047-366-8114

電子メール：mcsshisetsu@city.matsudo.chiba.jp

(2) 実施要領等に関する質問書の受付及び回答

実施要領等に関する質問書の受付及び回答は次のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、参加申込者の特殊な技術、ノウハウ等にかかる参加申込者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質問書に対する回答は公表するものとし、市が必要と認めた場合は、質問について直接確認を行うことがある。

ア. 受付期間

令和8年8月7日（金）15時まで

イ. 提出方法

電子メールで提出することとし、件名に「新焼却施設設計・施工監理業務委託 実施要領等に関する質問（法人名）」と記入すること。

提出後に市へ受信確認の電話をすること。

ウ. 提出書類

実施要領等に関する質問書（様式第1-1号）

エ. 回答の公表

令和8年8月26日（水）までにホームページで公表する。

(3) 参加申込書及び参加資格確認書類の受付

ア. 対象

参加申込希望者

イ. 受付期間

令和8年9月3日（木）15時まで

ウ. 提出方法

郵送（当日消印有効）又は持参により提出する。

持参を希望する場合は、事前に市に訪問日を連絡し、市が指定した日時に持参すること。代表者でない者が持参する場合、委任状を持参すること。

エ. 提出書類

次に示す書類を提出すること。

（ア）参加申込書（様式第 2-1 号）

（イ）会社概要書（様式第 2-2 号）及び添付資料

※必要な添付資料は（様式第 2-2 号）で確認すること。

（ウ）参加資格要件確認書（様式第 2-3 号）及び添付資料

※必要な添付資料は（様式第 2-3 号）で確認すること。

（エ）参加資格要件確認書 その 2（様式第 2-4 号）及び添付資料

※必要な添付資料は（様式第 2-4 号）で確認すること。

（オ）委任状（様式第 2-5 号）

※持参の場合のみ

オ. 審査結果の通知

参加資格審査結果は、令和 8 年 9 月 11 日（金）までに参加申込者に書面で通知する。その際、企画提案書類の作成に必要となる参加申込者名を交付する。

なお、この場合において、参加資格がないと認めた参加者に対しては、その理由を付記して通知する。

カ. 参加資格審査結果理由の説明の要求について

参加資格審査の結果、参加資格がないと認められた者は、担当課へその詳細な理由の説明を求めることができる。その説明を求める場合は、通知を受けた日の翌日から 3 営業日以内に、その内容を書面（書式は自由）により提出することができる。提出方法は郵送（当日消印有効、簡易書留に限る。）によるものとする。

キ. 参加資格確認基準日

参加申込書及び参加資格確認書類受付締切日（令和 8 年 9 月 3 日（木））とする。

ク. 参加資格を喪失した場合

参加資格審査結果通知から委託契約締結までの間に「6 参加資格要件」を満たさなくなった場合、当該参加申込者を失格とする。

また、優先交渉権選定日の翌日から、本業務契約の締結までの間に、参加資格を喪失した場合、市は優先交渉権の選定を取り消す。この場合において、市は、優先交渉権選定を取り消した参加申込者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

（４）辞退

参加申込書の提出以降、市が参加資格審査結果通知を送付するまでは、随時辞退することができる。なお、市が参加申込者に対し、参加資格審査結果通知を送付した後は原則として辞退をすることはできない。

辞退する場合は、次の要領に従って辞退届を提出すること。

ア. 提出期限

市が参加資格審査結果通知書を送付するまで

イ. 提出方法

郵送（当日消印有効）により提出する。

ウ. 提出書類

次に示す書類を提出すること。

（ア）辞退届（様式第 1-2 号）

エ. その他

辞退の撤回はできないものとする。

8. 企画提案書類提出方法

（１）対象

「7 参加申込方法（３）参加申込書及び参加資格確認書類の受付 才審査結果」により参加資格があると通知された参加申込者

（２）企画提案書類の提出

次の要領に従って提出すること。

ア. 記載要領

（ア）事業者を特定できるような表現や企業名は用いず、参加資格審査結果通知書で市が交付した参加申込者名を用いること。ただし、正本及び副本には企業名を表記すること。

（イ）文章に使用するフォントは原則として BIZ UD ゴシック、12pt 以上とすること。

（ウ）各様式に文字数の制限は設けないが、枚数については様式集に記載してある枚数の上限を守ること。

（エ）行間は読みやすさを考慮すること。

（オ）資料はファイル（A4 サイズ）に綴じること。なお、図面等で A3 サイズを使用する場合は A4 サイズに折り込むこと。

（カ）他の様式や補足資料に関連する事項が記載されているなど、参照が必要な場合は、該当する様式番号、ページ等を適宜記入すること。

（キ）提出書類については、用紙中央最下段に通し番号を付すこと。

（ク）使用する用紙は、特に指定のない限り、A4 縦長横書き両面とすること。

（ケ）各書類の所定の欄に、市から交付された参加申込者名を記入すること。

（コ）提出書類に記載内容を補助する目的の範囲内で簡易な図・表・写真等を挿入しても構わない。

（サ）提出書類は、記載内容を補助する目的の範囲内で着色を行っても構わない。

（シ）提出書類については、Microsoft 社の Word 及び Excel により作成するものとする

(計算の数式や他のシートとのリンクが残ったままで提出すること)。

また、PDFファイル形式でファイルをまとめ、電子データ一式をCD-R/DVD-Rに保存すること。当該CD-R/DVD-Rには、上段に「新焼却施設設計・施工監理業務委託」、下段に「参加申込者名」、「提出日」を明記し、任意の封筒に入れ封印し提出すること。

(ス)使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

イ. 提出期限

令和8年10月2日(金)15時まで

ウ. 提出方法

郵送(当日消印有効)又は持参により提出する。

持参を希望する場合は、事前に市に訪問日を連絡し、市が指定した日時に持参すること。代表者でない者が持参する場合、委任状を持参すること。

エ. 提出書類

次に示す書類を提出すること。提出部数は正本1部、副本1部、それ以外8部の合計10部とする。

(ア)実施要領等に関する誓約書(様式第3-1号)

(イ)企業の実績(様式第3-2号)

(ウ)配置予定技術者の実績(様式第3-3号～3-7号)

(エ)業務の実施体制(様式第3-8号～3-9号)

(オ)業務実施方針及び手法(様式第3-10～3-11号)

(カ)事業費(様式第3-12号)

(キ)委任状(様式第2-5号)

※持参の場合のみ

(3) 企画提案書類に関する事業者への質問及び回答

参加申込者から提出された企画提案書類に対して、市が参加申込者に対し確認すべき事項が存在した場合は、企画提案書類に関する質問及び回答を次のとおり実施するものとする。なお、確認すべき事項がなかった場合には、質問は行わない。

ア. 企画提案書類に関する市から事業者への質問送付期限

令和8年10月16日(金)まで

イ. 質問送付方法

市から事業者に対し、電子メールで送付する。

ウ. 回答方法

電子メールで提出することとし、件名に「新焼却施設設計・施工監理業務委託 企画提案書類に関する市から事業者への質問に対する回答(法人名)」と記入すること。

提出後に市へ受信確認の電話をすること。

エ. 回答書類

市が送付した質問書に回答を記載すること。

オ. 回答期限

令和8年10月30日（金）15時まで

9. 提案限度額

487,784,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。また、各年度の支払額について、協議により変更する場合がある。

10. 審査方法

（１）審査機関

市では、参加申込者が提出した企画提案書類の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、松戸市新焼却施設設計・施工監理業務委託プロポーザル選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置している。選考委員会の委員は、松戸市新焼却施設設計・施工監理業務委託プロポーザル選考委員会条例（令和8年4月1日松戸市条例第19号）により構成している。選考委員会は、提案評価基準書に基づき、企画提案書類の審査を行う。

参加申込者が、実施要領等の公表から優先交渉権者の選定までの間に、本業務について選考委員会の委員に直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該参加申込者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

（２）審査方法

市は、企画提案書類の審査に当たって、提案内容の確認等のために、参加申込者に対してプレゼンテーションを求め、選考委員会においてヒアリングを実施する。

なお、参加申込者が多数ある場合は、「提案評価基準書 表1 評価項目及び配点」に定める評価項目の内、番号1～6に基づき順位付けを行い、上位3者までを選定する。ただし、第3順位に同点者が生じた場合は、当該順位の者をすべて選定する。

ア. 実施日時

令和8年11月13日（金）

※実施時間や場所等の詳細については、別途企画提案書類を提出した参加申込者に対し、事前に通知する。

イ. 出席者及び説明者

出席者数並びに説明者数は5名以内とする。ただし、質問に対する回答は、配置予定の管理技術者が主体となって説明すること。なお、参加申込者である企業以外の者の出席は認めない。

ウ. 実施方法

プレゼンテーションにおける実施順序及び時間配分は次のとおりとする。

（ア）プレゼンテーション30分

(イ)質疑応答30分

※時間配分はあくまでも予定である。

エ. 貸出物品

机、椅子、電源、スクリーン、プロジェクター及びこれらの接続ケーブルとする。これら以外のパソコンなどの物品および外部ネットワーク接続（インターネット）環境は参加申込者が自己の負担で用意すること。なお、審査中（プレゼンテーション、質疑応答時）は外部ネットワークの接続を不可とします。

(3) 優先交渉権者等の選定

選考委員会は、提案評価基準に基づき、参加申込者の企画提案書類を審査し、最も優秀な提案を行った者を優先交渉権者と選定する。また、次に高い提案を行った者を優秀提案者（次点者）とする。市は、選考委員会における評価結果に基づき、優先交渉権者を選定する。

ア. 評価方法

選考委員会委員の平均点数により、参加申込者の点数を決定する。

なお、評価点が同点で最優秀提案者が2者以上となったときは、評価項目「業務の実施方針及び手法」の点数が高い提案を行った者を優先交渉権者として選定する。この場合において、当該点数が同点であるときは、評価項目「業務の実施体制」の点数が高い提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

なおも点数が同点であった場合は、選考委員会に諮り、優先交渉権者を選定することとする。また、次点者についても同様とする。

イ. 審査内容

審査の詳細については、別途「提案評価基準書」を参照のこと。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、優先交渉権者選定後、速やかに参加申込者全員に通知するものとする。また、優先交渉権者の企業名及び評価点、優秀提案者（次点者）の評価点を市ホームページで公表する。なお、電話等による問合せには一切応じない。

11.募集に関する留意事項

(1) 実施要領等の承諾

参加申込者は、「参加申込書（様式第 2-1 号）」の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

参加申込みに係る経費は、参加申込者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い

ア. 企画提案書類の変更等の禁止

企画提案書類の変更、差し替え若しくは再提出は市が指示した場合を除き、認めない。

また、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、市が必要と認めた場合はこの限りではない。

イ. 提出書類の無効

提出書類に虚偽又は不正な記載をした場合は、当該参加申込書又は企画提案書類を無効とする。さらに、虚偽又は不正な記載をした参加申込者に対して指名停止を行うことがある。

ウ. 著作権

参加申込資料の著作権は、参加申込者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、参加申込者と事前に協議した上で、必要な範囲において市が公表等を行うことができるものとする。

エ. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、調査方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った参加申込者が負う。

(4) 資料の取扱い

本業務の遂行上必要な資料については、参加申込者が調査し、収集するものとするが、市が提供する資料は、本業務に係る検討以外の目的に使用することはできない。

(5) 参加申込者が1者だった場合

参加者が1者であった場合も、別途「提案評価基準書」に従い審査を行い、技術評価点が6割以上であれば最優秀提案者とする。

(6) 募集の中止

市は、次の場合、市の都合により、当該参加申込者を参加させず、本業務の募集を延期し、又は取りやめることがある。この場合において、参加申込者が損害を受けること

があっても市は、その賠償の責を負わないものとする。

ア. 参加申込者が連合し、又は不穩の行動を成す場合において、募集を公正に執行することができないと認められるとき。

イ. 天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

(7) 募集の無効

松戸市財務規則第131条各号に該当するもののほか、次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア. 実施要領等に規定する参加資格のない者が行った参加申込

イ. 参加資格審査に関する提出書類に記載された参加申込者以外の者が行った参加申込

ウ. 談合その他不正行為があったと認められる参加申込

エ. 企画提案書類に虚偽の記載をしたものが行った参加申込

オ. 企画提案に参加しようとするものとの間に「特定関係がある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者の中で、企画提案に参加しないことになった者が優先交渉権者選定までに辞退届を提出しなかった場合、特定関係にある全者の参加申込

カ. 「9 提案限度額」で示した金額を超える見積額を提示した参加申込

キ. その他実施要領等において示した参加申込条件に違反した参加申込

12. 契約手続き

(1) 契約の締結

市は、優先交渉権者と選定した者に見積を依頼するとともに、本業務の契約交渉を行い、契約を締結する。

契約締結日（予定）：令和8年12月下旬

(2) 優先交渉権者が契約を締結しない場合

市は、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者が契約を締結できない場合は、次点者に選定された者と契約交渉を行うものとする。

ア. 「6 参加資格要件」を満たさなくなったとき

イ. 契約交渉が成立しないとき又は優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき

ウ. その他の理由により契約の締結が不可能となったとき

(3) 契約に関する留意事項

ア. 優先交渉権者と選定されたことをもって、契約締結とはならないことに留意すること。

イ. 優先交渉権者と本業務の仕様書等に関して協議を行い、確定した内容を反映させた契約書の取り交わしをもって契約締結とする。

ウ. 本業務を実施する上で公表した仕様書に記載した以外の必要と思われる業務については、仕様の変更を含め、協議すること。

附則

(施行日)

この要領は、令和8年6月29日から施行する。

(失効日)

この要領は、契約締結した日をもってその効力を失う。